

桜和高等学校 校則について

令和7年4月1日

1) 服装について

本校指定の制服を着用すること 夏服併用期間…5月～10月
ブレザー着用時にはネクタイ・リボンを着用すること
シャツはズボン・スカートに入れること
スカート丈は膝の中央の長さを基準とし、加工（極端に短くするなど）しないこと
靴は通学しやすいものにする
長期休業中であっても制服を着用し、登下校すること
体操服・ジャージをスカートの下に着用しないこと
防寒着、防寒具については別途指示する

2) 身だしなみについて

自然で気品ある身だしなみを心がけること
染色・脱色、パーマ、髪加工はしないこと
化粧、爪の加工・装飾はしないこと
装飾品（ピアス・ネックレス等）を着用しないこと

3) 登下校、遅刻等について

始業時刻 8時40分 HR教室にて着席しておくこと
終業時刻 16時25分（月・水） 15時25分（火・木・金）
下校時刻 17時00分 以降、校内に残る場合は、担任・顧問等の許可を得ること
遅刻及び欠席については、当日始業時刻までに学校に連絡すること
補習・部活動等で下校時刻を超えた場合は、活動終了後速やかに下校すること
遅刻した場合は、入室許可証に必要事項を記入し、担当教員に手渡すこと
登校は徒歩、自転車、公共交通機関のいずれかとする
遅刻は月間での回数に応じて指導を行う

- 1 回目 担任指導
- 2 回目 反省文・改善計画
- 3・4 回目 学年指導 保護者連絡、反省文・改善計画
- 5 回目 生活指導部 早朝登校5日

4) 校内生活について

お互いの人格を尊重し、安全に安心して学校生活を送るよう主体的に取り組むこと
外来者、先生、友達にしっかり挨拶をすること
5分前行動を心がけ、気持ちに余裕を持って行動すること
登校後は無断で校外に出ないこと
校内では防寒着・防寒具を着用しないこと
校内での食べ歩き、飲み歩きはしないこと
校内美化に常に留意し、校舎校具は丁寧に扱い、破損・紛失した場合は直ちに申し出ること

5) 携帯電話・スマートフォン等について

インターネットやスマートフォン等の利用マナーを守ること
Chromebook 等は、担当教員の指示のもと使用すること
校内外を問わず、SNS などの使用に関しては細心の注意を払うこと

6) 所持品について

貴重品は自己管理を徹底すること
できる限り記名をすること
不要なものは持ち込まないこと

7) 学校の許可を要するもの

集会、試合、その他学校施設の使用
掲示、印刷物の刊行、配布及び放送

8) 自転車通学について

自宅から直線距離で1 k m以上5 k m以内を対象とする
自転車置き場の都合上、希望者全員が自転車通学できないことがある
自転車通学の許可を受けている生徒は、バス・電車等の定期券（学割）の購入はできない
「自転車損害賠償保険等」に必ず加入し、ヘルメット・レインコート（雨天時）を着用すること
自転車は指定された場所に駐輪すること
校内では乗車せず、必ず押して移動すること
交通事故が発生した場合は、警察に通報し学校に報告すること。

9) 各種届出について

次の【届け】や【願い】については速やかに届けでること
担任 早退・外出届、入・退部届、出席扱い届、忌引き届、住所変更届
名前変更届、生徒証再発行届、定期考査欠席届
生活指導部 学割証交付願、旅行届、遺失物届
異装届（ケガなどにより制服・靴の着用が不可能な時）
事務部 在学証明書発行願、通学証明記載内容変更届

10) アルバイト・運転免許証について

やむを得ない理由がある場合は、保護者とよく相談して、担任・生活指導部に申し出ること

校則については年度途中・年度末に見直し、変更できることとする